

【閲覧用】

令和 4 (2022) 年第 7 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 4 (2022) 年 6 月 10 日 (金)				
開催場所	飯塚市役所本庁 2 階 多目的ホール				
開会	午後 2 時	閉会	午後 2 時 40 分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 29 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可 継続審議	5 件 1 件
	議案第 30 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	4 件
	議案第 31 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		決定	25 件
	議案第 32 号	農用地利用集積計画 (所有権移転) について		決定	2 件
	協議第 11 号	農業委員会だよりについて		済	
	報告第 20 号	農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による 届出について		済	1 件
	報告第 21 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解 約の報告について		済	7 件
	報告第 22 号	農地転用完了等の報告について		済	
出席委員	農業委員	17 人	農地利用 最適化推進委員	6 人	
欠席委員	農業委員		2 人		
署名委員	8 番	谷口 一峰	10 番	吉原 文明	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁	
	会計年度職員	松隈 光明			

農業委員出席状況 (17名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	×
9	水間 惣吾	×	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況 (6名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	—	17	大久保 敏昭	○
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	○	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	○
7	城丸 浩二	○	22	稲富 政文	○
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	○	26	佐野 元春	—
12	星野 弘明	—	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	—

議案第 29 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(4 番推進委員：肘井委員) 買受人の [REDACTED] より連絡がありまして、先月中旬くらいに [REDACTED] と現地を確認致しました。譲渡人の [REDACTED] の水田をここ数年、すでに耕作してあるので特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 29 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(11 番推進委員：河邊委員) 譲受人の [REDACTED] に聞き取り調査致しました。現在利用権設定されている相手は親戚の [REDACTED] で、売買により自分の土地にしたいということです。適切に管理されてありますので問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 29 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		

備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	<p>(17番推進委員：大久保委員)</p> <p>6月2日に事務局より説明を受けておりましたが、当事者から連絡も説明も受けておりません。したがって確認もできませんでした。</p>
質疑・意見	<p>(4番農業委員：高野委員)</p> <p>事務局から「譲受人の[REDACTED]から連絡があるはず」という連絡は受けておりました。しかし、推進委員の言うとおりで私も一切連絡を受けておりません。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>こちらの件、連絡がないということですが、私どものほうが連絡してくださいとお伝えしていたにもかかわらず連絡をしていない。事務局の連絡不足というところもありますので、申し訳ございませんでした。こちらについては、今回一旦保留させていただきまして、もう一度ご本人に連絡を差し上げ、必ず連絡をするように確認させていただきまして、来月に改めて審議させていただくというかたちを取らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(議長)</p> <p>地元の推進委員さん、それから高野委員もこの話は受けてないということで、事務局はこの件は一応保留にして、来月にもう一回出し直させてもらいたいということですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(4番農業委員：高野委員)</p> <p>いま事務局が言われたとおり、私にも事務局から連絡がありました。本人から連絡が来るはずですからということで自分も待っていたんですね。それで推進委員も私も一切連絡を受けてないですね。事務局はおそらく申請人という譲受人のほうに連絡してると思うんですけど、全然電話一本なかったんですよ。ちょっとどうしたもんかなあと。地元の案件だから、なおさら気になるもので、本人が本当に買いたいと思うのなら地元の農業委員・推進委員に連絡するべきやないかなと思うんですけどね。もうあんまり、これ以上は控えさせていただきます。</p> <p>(議長)</p> <p>いま高野委員が言ったとおり、地元の推進委員それから農業委員に連絡するように指導をちゃんとしてください。指導方法も口頭で「これとこれと…」と伝えているということであれば、ほとんどは忘れているところがある。そういうことで、文書でそういうものは出すようにしたらいいと思うんですけどね。ちゃんと連絡してくださいと、そうしないと審議ができませんよということで今後は取り扱ってください。よろしいですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>はい。</p> <p>(議長)</p>

	<p>暫時休憩とします。 ～休憩～ (議長) 再開いたします。 (事務局長) 今回の推進委員さんと農業委員さんに申請者の方が連絡されてなかったということにつきましては、私からもお詫びをさせていただきます。しかしながら担当者は必ず、しっかりと申請者の方に説明はしております。現地につきましては、高野委員はよくご存じのお話だと思いますので、こちらのほうは徹底して、もう一度申請者の方にお伝えして準備をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
審議結果	継続審議

議案第 29 号第 4 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積	[Redacted]
	[Redacted]	耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(21 番推進委員：中野委員) 6 月 3 日に譲受人の [Redacted] と現地にて確認を行いました。三角地であり、両端が水路になっております。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 29 号第 5 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積	[Redacted]
	[Redacted]	耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(22 番推進委員：稲富委員) 譲受人から農地を売買にて取得するとの連絡がありました。譲受人は所		

	有地、借入地を合わせて [REDACTED] を自ら耕作されている農家であり、耕作に必要な農機具も所有されております。農地管理についても十分であり、特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 29 号第 6 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 30 号第 4 項にて一括審議。

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
借主	[REDACTED]
貸主	[REDACTED]
備考	地上権設定
補足説明	地上権設定面積 [REDACTED] 契約年数 5 年間
地区推進委員報告	※議案第 30 号第 4 項にてまとめて記載。
質疑・意見	
審議結果	許可

議案第 30 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	1 種 (10ha 超の連坦) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	建売住宅 8 棟 438.59 m ²		
備考	売買 隣接宅地 [REDACTED] を含め、計画面積は [REDACTED] となる。 令和 4 年 3 月 3 日付け飯塚市告示第 42 号にて農振農用地除外済み。 令和 4 年 5 月 23 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大 40cm 程度の盛土工及び 60 cm 程度の切土工。		
進入口	南側市道から申請地内に幅約 6m 進入路を敷設し、各分譲地へ進入。 新設する進入路については、アスファルト舗装を施し、市に帰属。		
土留め	北側、東側及び西側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 南側において、道路幅 6.5m ラインまでセットバックを行い、セットバック		

	ラインへ擦り付け。セットバック部分については、アスファルト舗装を施し、市に帰属。 東側において、自費施工による張りコンクリート舗装を実施。
被害防除	北側の一部、東側及び西側において、高さ 80cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に落蓋側溝、溜桝を敷設し、VU 管を経由後、東側水路に放流。
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和 4 年 7 月 10 日から令和 5 年 12 月 31 日まで
水利同意	農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金及び金融機関、個人からの融資。 残高証明書及び融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(7 番推進委員：城丸委員) 所在地は 〇〇 の 〇〇 ですね。〇〇 から直線距離において 200～250m のところです。所有者がいま老人ホームに入居されており、後継者も無いため、現在は耕作放棄地になっている状態です。昨年 8 月、〇〇 から農振の適用外の申請がありました。そのとき農区の役員と現場で立会い、今後工事をする際には再度説明して欲しいと依頼がありましたので、今年の 5 月に買取人の 〇〇 と 〇〇 さんがお見えになって、説明を受けております。今後、工事においてちょうど学校の通学路になりますので、工事の際は市または学校、あるいは自治会の承諾、例えば学校であれば「工事の時間帯を考えてもらう」とか「工事する日にち、土日はしない」とか、そういう話もしてもらっているとお願いしていますので、その点、市のほうで今度工事される方によろしくお願いしておきます。
現地調査報告	5 月 25 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 30 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	〇〇		
権利内容	使用貸借権		
借主	〇〇 〇〇 〇〇	農地 区分	3 種 (第二種住居地域)
貸主	〇〇 〇〇		
転用目的 施設の概要	一般住宅 居宅 1 棟 145.53 m ² 建ぺい率 22.35%		
備考	隣接用悪水路 〇〇 を含め、計画面積は 〇〇 となる。		

造成	最大140cm程度の盛土工。
進入口	南東側市道からの進入。
土留め	北側、東側及び西側において、既設コンクリートブロック擁壁へ投げ掛け。
被害防除	北側の一部及び西側において、高さ120cmのフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜水溝を敷設し、公共下水管へ接続放流。
生活雑排水	雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和4年7月1日から令和5年4月30日まで
水利同意	なし（当該地区に農区及び生産組合が存在しないため）
第5条第2項各号	（資金）自己資金及び金融機関からの融資。 残高証明書及び融資証明書あり。 （信用）現在、違反転用事案なし。
補足説明	【水利関係承諾書について】 水利関係承諾書については、■地区に農区及び生産組合が存在しない地区となっており、許可権者である飯塚農林事務所農山村振興課担当職員への確認及び執行部での検討の結果、本申請については、水利関係承諾書の添付なしでの受付を行っております。 なお、平成27年第11回総会（■地区案件）及び平成30年第1回総会（■地区案件）にて、同様の取り扱いを行っていることを申し添えます。
地区推進委員報告	省略（地区担当の推進委員が存在しないため）
現地調査報告	5月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第30号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	■		
地目、面積	■		
権利内容	所有権		
譲受人	■	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	■		
転用目的 施設の概要	一般住宅 居宅 1棟 115.10㎡ カーポート 1棟 35.94㎡ 建ぺい率 26.22%		
備考	売買 隣接宅地 ■㎡、雑種地 ■㎡を含め、計画面積は ■㎡となる。		
造成	住宅地周辺のみ真砂土を最大20cm程度の盛土し転圧。		
進入口	西側間知ブロックを一部解体し、10mの進入口を設置。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	集水溝を敷設し埋設管を経由後、北東側既存水路へ放流。		

	<p>作付予定作物：稲（夢つくし）</p> <p>単収見込み（kg/10a）：■</p> <p>※令和4年度については、通常通り稲刈りを行った後、10月頃から太陽光パネルの設置工事を行う予定。</p> <p>【太陽光パネル概要について】</p> <p>設置枚数：■</p> <p>太陽光発電設備の設置に係る面積（発電設備の下部面積）：■</p> <p>パネル面積：■</p> <p>遮光率：■</p> <p>耕作面積に対するパネル面積率：■</p> <p>【発電について】</p> <p>年間予想発電量：■</p> <p>※借主（発電者）は、令和4年2月10日付 20220208 九州再太認第3号にて再生可能エネルギー発電事業計画の許可を取得済。</p>
地区推進委員報告	<p>（13番農業委員：奥野委員）※地区担当推進委員欠席のため。</p> <p>■より説明を受けました。転用目的は営農型の太陽光発電ということで、飯塚市では初めての取り組みと聞いております。また太陽光パネルの下で従来どおりの水稻の作付けを行うという形になっております。地元の農区の同意も得ており、事務局の説明どおり施工および営農であれば問題なし。</p>
現地調査報告	5月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第31号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	82,130.00 m ²		
	畑	0.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	82,130.00 m ²		
作物別 設定面積	水稻	(3年以下)	21,331.00 m ²	10件
		(6年以下)	42,313.00 m ²	10件
		(10年以下)	18,486.00 m ²	5件
		計	82,130.00 m ²	25件
	計	(3年以下)	21,331.00 m ²	10件
		(6年以下)	42,313.00 m ²	10件
		(10年以下)	18,486.00 m ²	5件
		計	82,130.00 m ²	25件
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	(6番農業委員：新開委員)			

	別紙4ページ17番、借地料が60円となっておりますけど、これ60kgの間違 いではないのかなと思いますけど。 (事務局) こちら確認させていただいて、報告させていただきたいのですがよろし いでしょうか。 (6番農業委員：新開委員) はい。60円じゃあまりにも少ないでしょ。お願いします。
審議結果	決定

議案第32号第1項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	利用目的	水田及び畑作地 として利用
土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
所有権の移転時期	令和4年6月25日		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第32号第2項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	譲受人 耕作面積	■■■■■■■■■■
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
所有権の移転時期	令和4年6月25日		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

協議第11号 農業委員会だよりについて

説明	令和4年4月1日より農業委員および農地利用最適化推進委員が新体制となりましたので、周知のため、農業委員会だより第7号を発行するものでございます。事前に送付している別紙につきましては案となります。ここからレイアウトなどを整え、最終的にお配りできるような形にし、7月総会にて審議していただこうと思います。
質疑・意見	なし
結果	済

報告第20号第1項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について

土地の所在地 地目、届出面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	1種
施設の概要	農業用倉庫		
利用状況	2a未満の農業用施設		
備考	なし		
結果	済		

報告第21号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年4月25日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和4年4月25日
結果	済		

報告第21号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年4月17日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和4年4月17日
結果	済		

報告第21号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年4月13日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年4月13日
結果	済		

報告第21号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年4月17日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年4月17日
結果	済		

報告第21号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年5月12日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和4年5月12日
結果	済		

報告第21号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年5月12日

備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和4年5月12日
結果	済		

報告第21号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年5月16日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年5月16日
結果	済		

報告第22号 農地転用完了等の報告について

①前月中に (1) 完了予定日を迎えた転用案件 (2) 完了確認を行った転用案件 (3) 現況証明書を交付した転用案件 ②今月中に (1) 完了予定日を迎える転用案件 ③前月中に (1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済